令和5年第4回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和5年3月23日(木)午前10時~11時32分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 八重畑 亘

学校教育課長 及川 仁

こども課長 大川 尚子

文化財課長 鈴森 直明

生涯学習部長 市川 清志

5. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊 教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子 教育企画課 総務企画係 主事 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和5年第4回花巻教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和5年3月23日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日と することにご異議ありませんか。 (異議なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第5号「花巻教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則等の一部を改正する 規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第5号「花巻市教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則等の一部を改正 する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、花巻市押印見直し指針に基づき、各種届出等様式における届出者の押印を不要とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

はじめに、改正の背景をご説明いたします。議案第5号資料その3、令和2年7月7日付 け総務省自治行政局長通知をご覧くださるようお願いいたします。

本通知は、内閣府・規制改革推進会議が行う官民の規制・制度や慣行の見直しの中で、地方公共団体の行政手続に関する書面規制、押印、対面規制の見直しについて各府省に要望があり、この考えについて、総務省からの技術的助言として、各地方公共団体に通知されたもので、花巻市においては、この技術的助言に沿う形で押印に関しては、令和3年9月に「花巻市押印見直し指針」を策定し、見直しを行っているところであります。

本市の押印見直しに関する考え方については、資料その4「花巻市押印見直し指針」により、例えば、本人確認がされた本人から申請があった事実があれば、真意は確認できることから文書作成者の押印を不要とするなどの基準から、全庁的な見直しを行ったものであります。

次に、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第5号資料 その1、その2も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第1条は、「花巻市教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部改正」であります。別記様式は「休憩時間変更事由申出書」でありますが、様式から申出者の「印」の規定を削るほか、文言の整理を行うものであります。次に、第2条は、「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正」であります。様式第1号から様式第4号までは、学校職員の特別の週休日及び勤務時間の割振りを定める「特別割振り簿」など、勤務時間その他の勤務条件に関する様式でありますが、いずれも、職員本人の確認印や校長の「印」の表示を削るほか、文言の整理を行うものであります。次に、第3条は、「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部改正」であります。様式第1号は「入園願書」、様式第3号は「休退園届」でありますが、様式から保護者氏名の「印」の表示を削るものであります。次に、第4条は、

「花巻市文化財保護条例施行規則の一部改正」であります。様式第2号から様式第8号まで

及び様式第 10 号から様式第 16 号までは、指定文化財の管理責任者等が行う各種届出等に関する様式でありますが、いずれも、届出者氏名等の「印」の表示を削るものであります。次に、第 5 条は、「宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則の一部改正」であります。様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 5 号は「資料貸出許可(変更)申請書」などの申請書等でありますが、様式から決裁のための押印欄等を削るものであります。次に、第 6 条は、「花巻市学校運営協議会規則の一部改正」であります。別記様式は「学校運営協議会委員に関する意見申出書」でありますが、様式から校長の「印」の表示を削るものであります。

次に、施行期日でありますが、本規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。附則第2項は、改正前後の様式について、所要の経過措置を講じるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号「花巻市教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則等の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第6号「萬鉄五郎記念美術館管理運営規則等の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第6号「萬鉄五郎記念美術館管理運営規則等の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。本規則は、こども家庭庁設置法の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。お手元に配布しております議案第6号資料、資料編の30ページからも併せてご覧くださるようお願いいたします。

本規則は、5つの教育委員会規則の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものでありまして、当該規定については、萬鉄五郎記念美術館管理運営規則、宮沢賢治記念館管理運営規則、花巻新渡戸記念館管理運営規則及び花巻市総合文化財センター管理運営規則にあっては、第3条第1項第10号、花巻市博物館管理運営規則にあっては、第4条第1項第10号中の規定を改正するものであります。

次に、施行期日でありますが、本規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号「萬鉄五郎記念館記念美術館管理運営規則等の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第6号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といた します。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、花巻市附属機関の設置に関する条例の制定に伴い、教育委員会の所管に属する 附属機関を追加するほか、学校教育課の分掌事務について、所要の改正をしようとするもの であります。

はじめに、議案第7号資料その3をご覧くださるようお願いいたします。

附属機関の設置につきましては、地方自治法第 138 条の4第3項により、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のための機関として置くことができると規定されているところであります。本市においては、様々な調査や審議を行う合議体がある中で、設置根拠を要綱等に置くものもあったため、その規定や活動実態から、改めて見直し

を行い、新たに設置根拠を条例に置く附属機関について、これを包括的に定める「花巻市附属機関の設置に関する条例」が今期3月議会で可決、3月6日付けで公布されたところであります。

当該条例は、議案第7号資料その4として配布しておりますが、教育委員会の所管に属する5つの委員会等についても、本条例の別表第1及び別表第2の中でこの条例を根拠とする附属機関として、位置付けられたところであります。

次に、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第7号資料 その1、その2も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第6条の2は、学校教育課の分掌事務の規定でありますが、「学校運営協議会に関すること。」を加えるほか、文言の整理を行うものであります。第24条は、教育委員会の所管に属する附属機関の規定でありますが、只今申し上げた条例の制定に伴い、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財石鳩岡神楽・土沢神楽調査委員会」、「花巻城跡調査保存検討委員会」、「花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会」、「花巻市史編さん委員会」、「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会」を附属機関として追加するものであります。

次に、施行期日でありますが、本規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委員。

○役重委員

2点お尋ねします。従前、要綱等で定めていた各種委員会を、今回この条例に位置付けた ということですが、その際に、この条例に位置付けたものと、そうでないものの判断があっ たかと思います。その考え方や基準がありましたら、教えていただきたいと思います。

もう1点です。この条例ができる以前から、条例設置であるところの附属機関、審議会等があったと思います。それらは特別法的な位置付けになるということで、この条例と併存するという理解でよろしいですか。

〇佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

2点のお尋ねでございます。まず1点目の、従前の要綱と設置していたものについて、今回の見直しの考え方ということかと思います。従前、要綱で設置していたものにつきましては、花巻市ではガイドラインに基づいて、私的諮問機関という形で位置付けていたものでございます。今回見直しを行った部分につきましては、先ほどご説明を申し上げました、例えば、自治法に規定しております調停、審査、諮問、調査のための機関が条例設置の附属機関ということでありますので、様々ある私的諮問機関の中で、その設置要綱等の内容を勘案し

ながら、これに該当するものについては、今回の条例の中で附属機関として位置付けようというフラグをつけたものであり、それ以外のものはまだ要綱として運用していくものもあるということでございます。それから、今回、条例根拠で附属機関条例を包括的に作ったのですが、従前条例を設置根拠とする個別の附属機関につきましては、根拠をそのまま置いて、それ以外のものを今回包括的に定めたという内容でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

〇役重委員

そうしますと、自治法上に審査、審議、調停、諮問等の、一定の行政行為に結びつくような位置付けの機能を有しているものを、今回条例化したということですか。単なる計画の検討と一定の区別をしたことになるのですか。

〇佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

今おっしゃったとおりかと思います。行政側から、例えば一方的に説明するような合議体については、おそらくそれに当たらないということで、例えば、諮問して、市に対して答申をいただくものや、ご意見を伺ってそれを反映していくようなものは、やはり附属機関、自治法に定める委員会等に当たるという考え方で整理をつけられたと伺っております。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といた します。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」についてご説明申 し上げます。本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、共同学校事務 室を設置することに伴い、関係訓令について所要の改正を行うものであります。また、花巻 市押印見直し指針に基づき、関係様式の押印を廃止したものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第 8 号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、原則必置とされているが、多くの学校において1人配置となっており、十分な組織体制が取れない状況にあります。当市では、これまでに学校事務共同実施を導入し、業務の共同処理や相互支援等を進めてきたところありますが、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会規則で定めるところにより、学校に同法第47条の4に規定する共同学校事務室設置することができるとされたところであります。この共同学校事務室の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による学校事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効果的な実施や事務体制の強化が期待されていることから、当市においても、令和5年度から小学校及び中学校において共同学校事務室を設置し、学校事務共同実施の更なる推進を図るため、所要の改正をしようとするものです。また、花巻市押印見直し指針に基づき、関係様式の押印を廃止としたことにより、所要の改正をしようとするものです。

最後に、施行期日でありますが、本規則は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。付則第2項は、所要の経過措置を講ずるものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。この件につきまして、質疑ございませんか。役重委 員。

○役重委員

1点お伺いします。学校共同学校事務室ですが、具体的な体制や運営について、今お考えのところがありましたら教えていただきたいと思います。

○佐藤教育長

八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

現在は、事務の共同実施という形で、市内4地区において、それぞれ横の繋がりを作って進めておりますが、共同学校事務室にすることによって、4つを束ねる室長が置かれ、4つの地域の活動の足並みをそろえることができると考えております。また、平成29年度に制度化されたものが進められ、来年度から花巻市も導入することとしておりますが、共同学校事務室を設置することによって、加配をつけていただけることが大きいところかと思いま

す。花巻市に加配はこれまでもついておりますが、周りの地域で、制度化されたところを優先的につけられていくという心配もありましたので、内容的には大きく変わらないのですが、制度化された共同学校事務室という形で、来年度以降進めていくことになります。この先、教材などの共同購入によってコストの削減ができたり、新採用が入ったりした場合に、担当が専門で見るのではなく、その地区の事務職員全員で見ることができるような形にもなっていくと思います。

〇佐藤教育長

役重委員。

〇役重委員

わかりました。室長が教育委員会事務局に籍を置くことではないということでよろしいですか。

○佐藤教育長

八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

そのとおりです。

○佐藤教育長

役重委員。

〇役重委員

そうしますと、学校の財務システムも共通化されているので、それらを活用した形で可能になるということでしょうか。逆に、私も共同実施の導入の頃に担当したことがありますが、共同化することによって、非効率になったことも意外とありましたので、そういったことがないように進めていただければと思います。

〇佐藤教育長

熊谷委員。

〇熊谷委員

室長が置かれることについて、今まで事務長という職があったと思いますが、その関わり はどうなるのですか。廃止されるのですか。

〇佐藤教育長

八重畑学務管理課長。

〇八重畑学務管理課長

事務長の役職がなくなるのではございません。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

私の認識では、その地域で事務職員をまとめる方が事務長職であり、県からの発令ですよね。先ほど、4人室長がいるとおっしゃいましたが、合併前の4市町にそれぞれ室長がいる

ということですね。

〇佐藤教育長

八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

事務長は、4つに分けた地区の中に必ず 1 名いるわけではございません。東ねる立場の 方は事務長とは限らず、主任主査の場合もあります。ただ、令和5年度は、4つの地区にそ れぞれ事務長を配置することができましたので、その方々が中心になってその地区をまと めることになります。さらに4つの地区を東ねる室長1名が事務長の中から選出され、配 置されることになります。

〇佐藤教育長

事務主査などは職名で、室長は、旧ブロックの代表だった方が新たに室長という立場になるのですよね。八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

4つのブロックに 1 名ずつ室長がいるわけではなく、4つのブロックを束ねる共同学校 事務室の室長が1名いることになります。

○佐藤教育長

今までは、4つのブロックそれぞれで動いていたのですが、全体をカバーする室長が4つのブロックを統括しながら進めていくということです。ですから、今までの共同事務と基本的には変わりませんが、全体としての組織化をして、その分、加配を受けながら、ゆとりを持って進めるねらいがあります。今までよりも全体を見るので、財務管理や諸集金の平準化等の面で、全体の効率化を図りたいということです。熊谷委員。

〇熊谷委員

室は1つで、室長は1人、それぞれのブロックには事務長がそれぞれ1人ないし2人いる配置だということですね。わかりました。

〇佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」 を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 9 号「花巻市立学校職員の服務規程及び花巻市立小中学校文書取扱規程の 一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。 小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第 9 号「花巻市立学校職員の服務規程及び花巻市立小中学校文書取扱規程の一部を 改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、先ほどご決定いただきました規則改正と同様に、花巻市押印見直し指針に基づき、学校職員が使用する服務関係様式等における本人確認のための押印を不要とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第 9 号資料、資料編 63 ページからも併せてご覧くださるようお願いいたします。

第1条は、「花巻市立学校職員の服務規程の一部改正」であります。様式第2号から様式第7号まで、様式第9号から様式第11号まで、様式第13号から様式第27号まで、様式第30号及び様式第32号は、「休暇処理票」など、学校職員が使用する服務に関する様式でありますが、いずれも、申請等を行う際の「本人印」の欄や、「印」の表示を削るほか、文言の整理を行うものであります。

次に、第2条は、「花巻市立小中学校文書取扱規程の一部改正」であります。様式第9号は、小中学校の職員が、保存文書を供覧する場合に使用する「文書借覧簿」でありますが、 様式から借用者の押印欄を削るものであります。

次に、施行期日でありますが、本訓令は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。附則第2項は、改正前後の様式について、所要の経過措置を講じるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号「花巻市立学校職員の服務規程及び花巻市立小中学校文 書取扱規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規定及び花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いたします。八重畑学務管理課長。

〇八重畑学務管理課長

議案第 10 号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び花巻市教育委員会公印 規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております議案第 10 号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第1条は、教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、同法に基づく共同学校事務室を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものです。第2条は、花巻市教育委員会公印規程の一部改正でありますが、共同学校事務室の設置に伴い、「共同実施組織の長」の公印を「共同学校事務室の長」に改めるものであります。

次に、施行期日でありますが、本訓令は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び花 巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。

議案第11号「課長の人事に関し議決を求めることについて」につきましては、人事案件でありますので、審議は花巻教育委員会会議規則第13条の規定による「秘密会」にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 11 号につきましては、「秘密会」による審議とすることに決しました。暫時休憩いたします。

(休憩)

〇佐藤教育長

再開いたします。議案第 11 号「課長の人事に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

(秘密会のため非公開)

○佐藤教育長

議案第11号は、原案のとおり議決されました。暫時休憩いたします。

(休憩)

〇佐藤教育長

再開いたします。議案第 12 号「花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会委員の任命 に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求め ます。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

議案第 12 号「花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会は、国指定天然記念物「花輪堤ハナショウブ群落」の適正な保存管理を行うため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市附属機関の設置に関する条例第2条第1項別表の規定により、定数は委員5名以内とされています。また、花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会設置要綱第3条第2項の規定により、花巻市文化財保護審議会委員、識見を有する者、花輪堤ハナショウブ群落の地域住民のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから5名を委員に任命しようとするものであります。

議案書の25ページと議案第12号資料を併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議 案書のとおりでありまして、5名全員が再任であります。

任命は、令和5年4月1日付け、任期につきましては、同条例第2条第1項別表の規定により、2年となっておりますことから、令和7年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 12 号「花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第12号は原案のとおり会議議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。令和5年第1回花巻市議会定例会教育関係事項について 事務局から報告をお願いいたします。菅野教育部長。

○菅野教育部長

2月24日から3月16日にかけて開催されました、令和5年第1回花巻市議会定例会での教育委員会関係の案件についてご報告いたします。資料No.1-1をご覧願います。

I 一般質問について、資料No.1-2 も併せてご覧願います。今回も 6 名の議員から質問がありました。

1番、照井省三議員からは、2件の質問がありました。1件目の新型コロナウイルス感染 症対策に関して、マスク着用基準の緩和に対する市の方針について、小中学校及び幼児教育 保育施設における着用基準についてご質問がありました。

答弁では、はじめに、学校について、政府が 4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用について、着用を求めないことを基本とする方針を決定したことから、市としても、政府の方針に則り対応することとし、今後、基本方針に係る留意事項等についての通知が届き次第、詳細を決定し、各学校に通知する旨お答えしております。また、卒業式での対応についても説明したところでございます。次に、幼児教育保育施設については、厚生労働省からの事務連絡により、これまでと同様、マスクの着用は求めないことを基本とし、マスクの着用を希望する方に適切な配慮をすること、換気等必要な対策を講じるよう依頼があったことから、各施設に対しこの依頼に沿った対応をお願いした旨、答弁したところでございます。また、卒園式での対応についても説明しております。その上で、今後各施設において、マスク等感染対策物品が入手できない状況になった場合の支援について、継続していくことも説明しております。

2件目として、保育所の職員配置基準について、見直しの必要性、市独自の加配措置の考 えについて質問がありました。

答弁では、見直しの必要性について、保育所の職員配置基準は、保育を行う場合に必要な最低限の人数を定めているが、安全の確保や保育の質向上の観点から、市内の保育室においても、実際には最低基準を超えた人数で保育が行われており、基準を見直しすることが望ましいとは考えるが、国が基準を引き上げた場合、施設によっては必要な保育士数を確保できず、保育所運営ができなくなる可能性があるほか、新たな待機児童発生の要因になることから、基準の見直しの前に、まずは保育士不足の解消を最優先に取り組む必要があると考えている旨答弁しております。また、市独自の加配措置については、現在、「保育士確保・保育所等受入促進事業」や障がい児保育事業等に取り組んでいること、今後も施設の実態等に合わせた必要な保育士の加配措置など、保育環境の充実に向けた支援について検討していく旨、答弁をしております。

次に、3番、照井明子議員から、学校給食無償化に向けた取組について、一部補助を実施する考えはないかとの質問がありました。

答弁では、経済的な支援が必要な生活保護世帯及び準要保護世帯は実質無償化されていること、食材料費の高騰による値上がり分については、保護者が負担する給食費は据え置きし、市が負担することとしていることを説明した上で、仮に第2子、第3子以降への助成として一部補助を行った場合であっても、市の負担が多額となり、実施に当たっては慎重に判断する必要があると考えている旨、お答えしております。また、教育委員会としては、子育て支援策として来年度保育料の軽減に取り組むこととしていること、さらに、学校給食費の無償化は全国共通の課題であり、全国や岩手県の市長会を通じて国に要望することとしている旨、お答えしております。

次に、4番、鹿討康弘議員から、保育施設への支援について、保育士応援事業の成果、周 知方法について、また、市独自の支援策を実施する考えはないか質問がありました。 答弁では、保育士応援事業の成果として、保育士等復職支援者登録制度をはじめ、9つの事業の内容と成果について説明し、これらの取り組みにより保育士採用に繋がっていること、一方で、離職する方が一定数いることからこれが課題となっており、今後は保育施設との意見交換を行い、離職者を減らす取り組みを行っていきたい旨、お答えしております。

周知方法については、保育士養成校への訪問や市内の園長会議での依頼など、様々な方法で広く取り組んでいる旨、お答えしております。また、市独自の支援策につきましては、鹿討議員から紹介のあった他市の事例を、花巻市で同様に行うには多額の財政負担が生じることから、慎重な検討が必要であることを説明した上で、照井省三議員からの市独自の加配措置の考え方についての質問に対する答弁と、同様の内容をお答えしております。

次に、5番、佐々木精一議員から、不登校の児童生徒の実態、支援について質問がありま した。

答弁では不登校の実態として、市内で年間30日以上の欠席がある児童生徒の人数、出現率について、県・全国との比較、不登校の要因、不登校の未然防止の取組について説明しております。また、支援については、教職員のほかに、生徒支援員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、スクールカウンセラーを配置して支援していること、適応指導教室「風の子ひろば」で教育相談や学習支援を行っており、来年度は、教育相談員を2名増員するとともに、アウトリーチ型の支援やオンラインによる支援についても検討していること、また、民間のフリースクールと情報の共有など、連携を進めていることを説明した上で、今後も学校、関係機関と連携し、支援の充実に取り組んでいく旨、お答えしております。

次に、6番、菅原ゆかり議員から、子育て支援の充実について、保育施設における使用済み紙おむつの処理方法、紙おむつのサブスクリプションを導入する考えについて質問がありました。

答弁では、紙おむつの処理方法について、私立の保育所等においては、ほとんどの施設において、施設内で処理をしていること、公立においては、現在は保護者に持ち帰りをお願いしているところですが、令和 5 年度から園で処理することとした旨お答えしております。また、定額払いによって保育所内で使い放題になる、紙おむつのサブスクリプションの導入については、保護者と保育施設双方の負担軽減になるものと認識はしているが、利用料金や利用する紙おむつの種類により、利用しない保護者が出た場合は、逆に施設の負担増に繋がる懸念もあることから、今後、保護者のニーズや保育施設の意見も踏まえて検討していく旨、お答えしております。

次に、7番、大原健委員から、市長施政方針に関して、保育園等の待機児童対策について、 保育士不足の解消に向けた保育士への支援事業の成果について質問がありました。

答弁では、待機児童数とその要因を説明した上で、待機児童対策として保育士確保に取り組んでいる旨お答えしており、内容につきましては、鹿討議員の保育士応援事業についての質問への答弁内容と同様となってございます。

次に、II議案審議です。資料No.1-1の2ページをご覧願います。

1条例、(1) 花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例については、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する 規定が削除されたことによる、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。 (2)花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童の安 全確保に関する計画の策定や、バス送迎にあたっての安全管理の徹底等を定めるなど所要 の改正をしたものでございます。(3) 花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準の一部改正に伴い、(2)の条例と同様の内容で改正したものでございま す。(4) 花巻市立小規模保育所条例を廃止する条例につきましては、今後の利活用が見込め ないため、花巻市立小規模保育所であるポラン保育園を廃止したものでございます。(5) 花 巻市子ども・子育て会議条例の一部区間一部を改正する条例については、 子ども・子育て支 援法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行う改正をしたものです。(6) 花巻市博物館条例 の一部を改正する条例については、博物館法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行う改正 をしたものです。

次に、2 令和 4 年度花巻市一般会計補正予算(第 14 号、第 15 号)の、教育委員会関係について説明いたします。資料No.1 - 4 をご覧願います。

1ページの教育企画課分について、一般行政経費で、原油高騰による小学校の電気料の増額、また、小学校施設維持事業費、中学校施設維持事業費について、それぞれ国の補正予算対応等により増額するものです。2ページの学務管理課分について、教育寄附金として200万円をいただき、一般会計から花巻市奨学基金に繰出を行っております。その他については、執行見込額により減額したものでございます。3ページの学校教育課分については、学校運営協議会の地域コーディネーターを選定できなかったことなど、執行見込額により減額したものでございます。4ページのこども課分については、一般行政経費で、はなまきポラン保育園の廃止に伴う国庫補助金855万2,000円の返還金の補正、放課後児童支援事業費では、執行見込額による減額、こどもの安心安全対策支援事業費については、国の補正予算対応として、送迎用バス安全装置等の導入支援として補助金を補正したものです。保育委託事業につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の見直しによる教育・保育給付費の増となっております。5ページのこども課、6ページの文化財課、博物館分については、すべて執行見込額により減額するものです。7ページの学務管理課分については、学校安全特別対策事業として、国の補正予算対応で、小学生が利用するスクールバスへの安全装置を設置する費用を補正するものです。

8ページの繰越明許については、国の補正予算対応のほか、設備の納入に時間を要するため繰り越すものでございます。なお、令和5年度の当初予算につきましては、2月の定例会議で説明した内容で可決されております。次に、3の公用車の事故に係る損害賠償事件に関

する専決処分の報告については、教育委員会に勤務する非常勤職員が運転する公用車の接触事故の損害賠償の専決処分について報告したものでございます。

4は、花巻市教育委員会委員の任命に関し議会の同意を求めたもので、熊谷委員の再任について同意をいただいたところです。

以上で教育委員会関係の報告を終わります。

○佐藤教育長

次に、補助執行分、生涯学習部の分について、市川生涯学習部長お願いいたします。

〇市川生涯学習部長

それでは、生涯学習部の分につきましてご説明いたします。一般質問につきましては、4 名の方から質問があったところでございます。資料No.1-3をご覧いただきたいと思います。

久保田彰孝議員から、新花巻図書館の整備について、進捗が遅れている原因について伺う、 JR 東日本との協議状況について伺う、中央図書館の役割及び機能について伺う、旧総合花 巻病院跡地へ建設する考えについて伺うという 4 点について質問があったものでございま す。

1点目、新花巻図書館の整備について、進捗が遅れている原因についてのお尋ねでありま したが、これまでの協議の状況として、ワークショップを開いたり、試案検討会議を開いた りして市民説明をしてきたという経緯をご説明し、十分に市民の皆様からご意見を聞きな がら進めてきているもので、遅れているものではないことをご説明したものでございます。 その中で、旧総合花巻病院跡地についても説明しております。旧総合花巻病院の跡地につき ましても、建物を壊した経緯もあり、仮に早く進めていても、場所を決めることはできなか ったという説明もしております。2 点目、JR 東日本との協議状況についてのお尋ねであり ます。JR 東日本に対して、駅前の JR 東日本所有のスポーツ用品店の場所の土地について、 譲渡に関する条件について確認中であること、市として、その土地すべての譲渡を申し出て おり、そのような場合における譲渡の条件の提示を求めているところであるという説明を しております。3 点目、中央図書館の役割及び機能について、試案検討会議において、ソフ ト面、運用面を議論しているところであり、新花巻図書館整備基本計画試案でまとまってき ているものについてご説明をしたものであります。新花巻図書館を中央館として、大迫図書 館、石鳥谷図書館、東和図書館を地区館と位置付けて、市内の小中学校、そして博物館や記 念館、あるいは、大学との連携を図りながら、市内全域に図書館サービスを提供したいと考 えているということを説明しております。また、新花巻図書館が、中央館として、職員研修 や施設管理運営のための企画立案などを行うことを考えているとご説明をしております。

5ページをご覧ください。新花巻図書館の収蔵庫は、地区館の共同書庫としての機能も担うことを予定しており、地区館の収納スペースは、余裕がなくなっているところもありますので、それらの蔵書を中央館で集中的に管理しながら、さらに地区館においても個性的で地区にあったような本を提供できるメリットもあることをご説明しております。収蔵庫を大

きくとった場合に、規模として少なくないのかということも質問にありましたので、中央館として十分な収蔵機能を備えたものにしたい、そして、今の候補地になっております旧総合花巻病院跡地、駅前のスポーツ用品店のいずれでも整備可能と考えているということを説明しております。4点目、旧総合花巻病院跡地へ建設することについてのお尋ねでありましたが、先ほど申し上げたとおり、現在、JR東日本との協議をしているところであり、仮に、JR 花巻駅前のスポーツ用品店の敷地に建設することが現実的ではないと判断した場合には、旧総合花巻病院跡地に建設する可能性もあると答弁しております。

次に、2人目の羽山るみ子議員から、新花巻図書館の整備について、アンケート調査を行う考えはないかというお尋ねがありました。

アンケートにつきましては、花巻市のまちづくり基本条例の中で、意向調査の実施について、市民参画の方法の一つとして定め、「花巻市まちづくり基本条例(解説)」また、「市政への市民参画ガイドライン」等においても、アンケート等の意向調査は多数の対象者から回答を得る方法として、市民の現状、ニーズ、客観的な基礎データを把握することができるとされていることをお答えしておりますが、その上で、アンケートは、目的を明確にし、適正な対象者を設定するほか、設問内容を吟味したり、わかりやすい設問にしたりするなど内容を精査することと示されていることをお答えしながら、新花巻図書館につきましては、アンケート実施にあたって十分な情報を提供することが困難であり、したがって、その時点で客観的なデータを示すことができなかったことから、設問を適切なものにすることが困難だと考えたところであり、アンケートを実施していないということであります。新花巻図書館の建設場所については、市民の意見の集約ができていない中で、アンケートなどによる多数決で決めるのではなく、話し合いによる意見の集約に努めていく必要があると考えていると答弁しております。

次に、照井省三議員から、市長施政方針について、JR 東日本側に伝えた市民の意見の状況、JR 東日本との交渉の見通し、整備費用の調査について質問をいただいております。

JR 東日本に伝えた市民の意見の状況については、これまで答弁等でもお話しておりますが、昨年 10 月から実施した市民説明会の内容を改めてご説明し、これについて JR 東日本に伝えていることをお示しいたしました。また、市民説明会とともに、市民団体、市内の高校や花巻高等看護専門学校と行ったグループワークの状況も説明し、場所についてのご意見の状況も JR に説明したものであります。JR 東日本には、若い人や高校生を中心に、駅前のスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する根強い意見もあり、さらに市民の意見を集約する必要があると考えているところですが、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地の条件、あるいは、駅前では立体駐車場の整備費も含めた事業費なども比較検討できるような資料の作成が必要ではないかという趣旨の意見もあることも含めて JR 東日本にご説明をしており、それらの条件をお示しいただくようお願いしたという報告をしたところであります。 2 点目の、JR 東日本との交渉の見通しにつきましては、JR 東日本の条件提示を求めているところであり、JR 東日本から時間をいただきたい

という話を伺っていると答弁しております。12 ページ、整備費用の調査費を予算計上する時期について、現在、JR 東日本と協議している段階であり、JR 東日本から示される条件を見ながら、スポーツ用品店と旧総合花巻病院跡地に建てた場合についての事業費、建物のイメージなどを示して、条件を比較できるような調査をしたいということをこれまでも申しておりますが、JR 東日本から示される条件を確認した上で、その結果をご報告し、きちんと調査費を議会に予算を計上させていただきたいと考えていると答弁しております。

4人目、伊藤盛幸議員から、新花巻図書館の整備について、市民団体の活動をどのように受けとめているか、旧総合花巻病院跡地との関係について、JR 東日本との協議についてのご質問であります。

市民団体が複数立ち上がっていることから、市民団体の活動をどのように捉えているかというご質問につきましては、令和2年には「新花巻図書館を考える会」、市主催で開催したワークショップの参加者を中心とした「新花巻図書館まるごと市民会議」ができております。この2つの会につきましては、現在も継続して開催しております「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議」に代表の方に出席いただいて議論をしてきたという経緯がございます。そのほか、「ハナマキブックマークス」という学生の方などを中心とした皆さんから要望書等の提出をいただいておりますし、令和5年1月には、旧総合花巻病院の跡地に図書館を作りたいという方々で設立された「イーハトーブ図書館をつくる会」からシンポジウムを開催したという報告を受け、要望書をいただいております。

これらのことからも、非常に関心が高いという認識でおりますが、そのような団体からの ご要望などをお聞きしながらこれまでも進めてきておりますし、団体に所属しない市民の 皆様からもご意見をいただいておりますので、それらを踏まえて良い図書館ができるよう に取り組んでまいりたいと考えていると答弁しております。

次に、旧総合花巻病院跡地との関係でありますが、旧総合花巻病院跡地に作ったほうがよいというご意見が多いということも踏まえております。一方で、JR 花巻駅前のスポーツ用品店の場所がよいという意見もあることから、これまでも答弁しておりますが、JR に条件をお聞きしている状況をご説明しているところであり、その条件を踏まえて、また市民の皆様にもご意見を聞いていきたいという説明をしたところであります。JR 東日本との協議も含めて答弁をしたところでございます。

答弁については、以上であります。

次に、資料No.1-4をご覧いただきたいと思います。IIの1一般会計補正予算(第14号)において、審議、決定いただいたものでありますが、補助執行を受けている生涯学習部分といたしましては、萬鉄五郎記念美術館の予算について、執行見込みによって減額をするものについて提案し、ご決定をいただいたものでございます。

次に、4ページ、公用車の事故に係る損害賠償事故に関する専決処分でございます。生涯 学園都市会館、まなび学園の駐車場において、職員が後進した際、後ろにあった車に接触し たという事故であり、十分気をつけるように指示をしたところでございます。 Ⅲ陳情でございます。板垣武美氏から、議会に対し、次の陳情が提出され、審議の結果は、 不採択となったことが報告されたものでございます。

新花巻図書館整備事業の所管事務調査を求めることについてであります。新花巻図書館整備事業の所管調査事務を速やかに行うことについて、議会に対して所管事務調査を行うことを求めるものであり、当方からは、特に何も説明をしたものではございません。

○佐藤教育長

報告について、質疑のある方はございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

先ほどの陳情の所管事務調査は、どのようなことでしょうか。今までの経緯を説明する、 詳細に明らかにすることを陳情として求めたのか、新たに機関を作れという求めだったの でしょうか。また、不採択の理由をご教示願います。

〇佐藤教育長

市川生涯学習部長。

〇市川生涯学習部長

市議会においてのことですので、わかる範囲でお答えいたします。新花巻図書館整備事業について、市議会においてもう少し調査をするべきではないか、所管事務調査、文教福祉常任委員会だけに限らないと思いますが、常任委員会で、議員に対してもっと所管事務を調査するべきではないかという陳情だったと捉えております。

○佐藤教育長

衣更着委員。

〇衣更着委員

市議会委員の中で組織してほしいという求めだったのですね。わかりました。

〇佐藤教育長

衣更着議員。

○衣更着委員

一般会計補正予算に関して、花巻小学校と大迫中学校において、体育館と柔剣道場の非構造化、耐震工事についてです。建物は、第2体育館と柔剣道場は大体同じ規模だと思いますが、どういった工事だったのですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

まず、非構造部材耐震化工事ですが、東日本大震災の際に、例えば体育館に設置している 吊り天井が落下するなどの被害が発生したことを受け、全国的に、まずは吊り天井を撤去し て、例えば体育館に設置している照明、天井からただぶら下がっており危ない状況のものを、 しっかりアンカーを打って固定するような工事を、震災以降継続してまいりました。花巻市 として、残っているのがこの2か所でございます。花巻小学校の第二体育館は吊り天井では なく照明の固定という形で、合わせて LED 化を進めるというものでございます。もう一つは、大迫中学校の柔剣道場ですが、天井を撤去しつつ、照明を LED 化して耐震化を進めることを予定しているというものでございます。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。役重委員。

〇役重委員

同じく一般会計補正予算についてです。繰越明許の中で、矢沢小学校校舎給水配管更新工事が入札不調となっておりますが、不調の状況を確認させていただきたいと思います。

〇佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

落ちなかったということです。

○佐藤教育長

役重委員。

〇役重委員

そうすると、繰り越して設計し直して、再度入札するということでしょうか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

そのことも視野に入れて、再度入札するものです。

〇佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

県の工事等でも入札不調が増えて問題になっており、このインフレの中で値上がりもしている状況がある一方で、震災から 10 年経って、沿岸の工事は収束してきておりますので、全県的に取りに来ている状況でもあるということもあり、非常に設計がしにくい、見通しにくい部分があるのかなと見ておりました。重要な工事が、入札不調で落ちないのはもったいないといいますか、その分遅れますので、状況をよく見極めて、市長部局の建設部局とも連携して、次年度、これに限らず慎重に進めていただければと思います。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

今のお話に関連して、やはり建築資材、人件費、労務単価も上がることが見込まれるということで、すでに 4 月にそういった傾向が見られるという情報を受け、一旦、令和 4 年度の予算を落として、令和 5 年度予算につけるという考え方もあったのですが、4 月を待たずに契約発注するということを見越して、今回は令和 4 年度の予算に、補正で計上して繰り

越すという手続きを踏んで、早期の着手を見込むということでございます。

〇佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

〇佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次の事項、「令和4年度第4回笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の開催結果について|事務局から報告をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

報告事項の2件目「令和4年度第4回笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の開催結果について」ご報告申し上げます。資料No.2をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、今月30日の区長配布で、笹間地区の全世帯に配布して、併せて市のホームページで公表予定の準備委員会だよりでございます。この内容といたしましては、通算5回目となる、2月14日に開催した令和4年度第4回目の準備委員会、最終回の模様をお知らせするものでございます。各部会からの会議結果の報告や、統合に寄せての部会や児童会長からのメッセージを記した内容となっております。この統合に関する地域へのお知らせ、準備委員会だよりにつきましても最終号となるものでございます。

委員の皆様には、前回 2 月 22 日の教育委員会議の際に、笹間第二小学校の閉校についてご報告した際にもお知らせしたとおりでございますので、内容につきましての詳細な説明は割愛をさせていただきますが、今月 18 日には、熊谷委員にもご出席をいただき、無事に閉校式を終えることができました。4 月 10 日に行われる笹間第一小学校での紹介式や始業式、11 日に行われる入学式に向けて、学校では順調に準備を進めているところと伺っているところでございます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑ございませんか。八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

先ほどの共同学校事務室の説明で訂正がございますので、簡単に説明させていただきます。今の体制として、4つの地区に連絡会があります。連絡会のまとめ役になっているのが、総括事務長です。総括事務長は、役職として事務長や主任主査がなるものです。その連絡会が共同学校事務室に変わりますので、総括事務長の事務長の役割が室長になるということで、4人の室長がいることになります。4人の室長と教育委員会の担当者で室長会を組織し、代表の方が、花巻市としてどのように推進していくかということを、話し合って決めていくという形になると思います。

○佐藤教育長

総括事務長が教育委員会と連結するということですね。校長先生方に示すためにも、図に して、ビフォーアフターで見せてもらうとわかりやすいかもしれませんね。 ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表により まして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。